

日野振興センター機械警備業務仕様書

この仕様書は、鳥取県（以下「発注者」という。）が日野振興センターの機械警備業務の実施に関して契約の相手方（以下「受注者」という。）に内容を示すものであり、受注者はこの仕様書に定める事項について誠実かつ確実に履行するものとする。

1 業務概要

（1）目的

この業務は、履行対象における火災、盗難、ガス漏れ、その他の事故を防止し、施設の保全を図るものであり、その内容は以下のとおりとする。

（2）履行対象

対象施設	所在地（代表）
本庁舎、会議室棟、無線局舎、車庫 ※庁舎敷地を含む（以下「本庁舎等」）	日野郡日野町根雨140番地1
第二庁舎 ※庁舎敷地を含む（以下「第二庁舎等」）	日野郡日野町根雨71番地1

（3）契約期間及び警備業務期間

- ア 契約期間 契約締結の日から令和13年3月31日まで
イ 警備業務期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

2 業務内容

- （1）火災、盗難、ガス漏れ、その他の事故の防止
（2）事故発生時における本施設の秩序維持
（3）異常事態発生時の発注者及び関係機関への連絡
（4）入退室管理における無資格者の規制
（5）監視カメラによる事故・事案発生抑止、その後の検証等
（6）地震発生等で局地的被害が想定される場合の対象施設の状況確認
（7）その他業務内容に付随する事項で発注者・受注者で協議のうえ合意した業務
※受託者は機械警備により履行対象の異常を常時検知できる体制とし、火災等の異常事態発生時には、その発生から25分以内に当該現場に警備員を到着させるとともに、必要な対応を指示するものとする。

3 警備担当時間

（1）本庁舎等

区 分	時 間
開庁日（月曜日から金曜日まで）	午後5時15分～翌日午前8時30分
（1）毎週土曜日・日曜日	
（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日	
（3）12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）	終 日
以下「休日等」という。	

（2）第二庁舎等

区 分	時 間
年間全日 ※ただし、庁舎を使用する際には、その都度警備を解除・設定する。	終 日

4 接続（通信）回線

- (1) 機械警備業務に必要となる接続回線に係る設置・維持・管理費は、全て受注者の負担とする。
- (2) 接続回線は、携帯電話通信による2重化（異なる通信会社）ができる機能を有するものとする。

5 警備機器物件

区分		数量
機械警備	防犯センサー等 (人感センサー、窓・扉開閉感知センサー等)	一式
	警備機器信号処理等主装置群	一式
	ガス漏れ監視 (LPガス。第二庁舎)	1箇所
	最終退室者退出案内通知機器 (本庁舎のみ、音声・文字表示)	一式
	機械警備操作用カード認証器屋外用 (本庁舎1、会議室棟1、第二庁舎1)	3台
	液晶画面付機械警備操作用カード認証器屋内用 (本庁舎4、会議室棟1、第二庁舎1)	6台
入退室管理	電気錠操作用カード認証器 (本庁舎3 (職員通用口、渡り廊下)、会議室棟2、無線局舎1、第二庁舎2)	8台
	電気錠制御箇所 (本庁舎3 (正面玄関1、職員通用口1、渡り廊下1))、会議室棟1、無線局舎1、第二庁舎2) ※うち、自動ドア制御箇所2 (本庁舎正面玄関1、第二庁舎正面玄関1)	7箇所
	入退室管理主装置 [入退室管理操作用パソコン、モニター、無停電電源装置、時刻調時装置等] (本庁舎1、第二庁舎1)	一式
	ICカード (入退室管理・通し番号、紛失時のキャンセル機能あり)	120枚
監視カメラ	ITV録画装置 (録画装置、モニター、無停電電源装置等) (本庁舎1、第二庁舎1)	一式
	監視カメラ (屋外筒形) (本庁舎8台、第二庁舎4台)	12台

(注) 警備機器物件は賃貸借とする。また、性能等の詳細は別紙のとおりとし、設置箇所・数量は別図のとおりとする。

6 費用負担・増改築等

- (1) この仕様書に定める日野振興センターの機械警備業務（以下「本業務」という。）で使用する全ての機器等（機器等設置のための資材等を含む。以下「本業務で使用する全ての機器等」という。）の設置、撤去及びそれらに係る費用は受注者の負担とする。なお、追加の警備業務用機械装置等が必要となった場合には、その費用等について発注者・受注者で別途協議するものとする。
- (2) 警備業務期間開始後、施設開放事業等の実施にあたり、当該事業等を実施する施設の一部について、部分的に対象施設から除外若しくは加える必要が生じた場合は、その費用等について発注者・受注者で別途協議するものとする。
この場合、受注者は当該事業等を実施する所属と協議・調整を行い、了解を得て、機械警備業務に支障が生じないよう対応するものとする。
- (3) 警備業務期間開始後、増改築により対象施設に変更があり、契約残存期間中における警備業務用機械装置等の増減が必要となった場合には、その費用等について発注者・受注者で別途協議するものとする。

また、施設の改修工事等による一時的な警備業務用機械装置等の撤去・再設置についても同様に発注者・受注者で別途協議するものとする。

7 装置の操作説明等

- (1) 受注者は、対象施設に設置した警備業務用機械装置等の仕様及び警備範囲並びに全般にわたる操作方法等について、写真・図・説明文で構成した管理者向け解説書を作成し、発注者へ冊子の形態で2部提出し、対象施設管理所属の職員に対し実地での説明・操作講習を行うものとする。
- (2) 受注者は、発注者所属の一般職員向けの操作方法等を写真・図・説明文で構成した解説書を作成、電子ファイル形式で提出し、実地での説明・操作講習を行うものとする。
- (3) 受注者は、対象施設において、契約期間中に増改築、その他の理由により、警備業務用機械装置等の増設・変更等を行った場合にも、上記(1)～(2)と同様の対応を行うものとする。
- (4) 受注者は、上記(1)～(2)の対応以降においても、発注者からの依頼があれば、電話等による操作方法問合せや実地での説明・操作講習等の依頼についても隨時対応するものとする。

8 保守管理体制

- (1) 本業務で使用する全ての機器等は全て受注者の所有となるため、警備業務期間において修復を行った場合、その費用は受注者が負担すること。なお、発注者側（所属職員を含む）の責による故障・破損等の修復についてはその費用等について発注者・受注者で別途協議するものとする。
- (2) 本業務で使用する全ての機器等は新設とすること。
- (3) 保守対応における責任体制を明確にするため、受注者は24時間電話連絡受取が可能な事業所（又は受付センター等）と一次故障確認対応ができる事業所を鳥取県西部地区内に設置し、保守体制を確立すること。尚、保守体制を変更する必要が生じた場合には、変更内容を記載した書面をもって報告し、発注者の承諾を得ること。
- (4) 本業務で使用する全ての機器等は、契約期間中、受注者において、保守管理が責任をもって行えるものであること。
- (5) 本業務で使用する全ての機器等に係る保守対応（取扱説明書含む）は、日本語で実施すること。
- (6) 機器故障等により業務への支障が発生、或いは支障発生が想定される事態となつた場合には、受注者が機器信号受信等（発注者等からの連絡を含む）よりその事態を把握してから速やかに修復作業を開始すること。また、当該業務支障が解消するまでの間、発注者と協議の上、必要に応じて代替措置を講じること。なお、故障の内容・原因、対応状況等については、発注者に隨時報告を行うこと。
- (7) 本業務で使用する全ての機器等については、製造元の如何に問わらず、受注者が最終責任を負うこと。

9 委託料の支払い

委託料は、毎月、業務完了報告後に支払うものとし、委託料総額を60で除した金額を受注者が提出する請求書に基づき支払う。

10 その他

- (1) 警備業務期間及びその前後期間において、本業務で必要となる機器などの設置・撤去工事等に係る他の関係事業者との調整等が必要となる場合には、発注者連携のもと、当該関係事業者と協力して円滑かつ確実な工事等を行うものとする。
- (2) 警備ステッカー等（受注者の社名入りとする。）について協議のうえ、犯罪抑制効果の期待できる箇所へ適宜適切に貼付するものとする。

また、第三者に対して、監視カメラを設置している旨が記載された、日本語を含む2ヶ国語以上で表記されているシール又はステッカーを受注者にて費用負担し、必要数手配・貼付すること。なお、必要数は、発注者と協議のうえ決定し、設置日までに用意すること。

- (3) シール又はステッカーについては、個別識別番号にて管理が可能であること。
- (4) 天災その他やむを得ない理由で本業務が開始・実施出来ない場合には、受注者は業務開始・再開までの間、人的警備により対応すること。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者で協議するものとする。